

訓 令 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>サマータイムの導入による勤務時間の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 勤務時間の割振りの変更 平成28年7月1日から同年8月31日の期間において、勤務時間の割振りを行う時間帯を変更するよう規定する。 (本則附則関係)</p> <p>2 休憩時間の短縮 平成28年7月1日から同年8月31日の期間において、8時30分からの勤務を行うものについては休憩時間は45分とする。 (本則附則関係)</p> <p>3 施行期日 平成28年7月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

改正案	現行
<p>附則 1及び2 略</p> <p>3 平成二十八年七月一日から同年八月三十一日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、教育長が定めるものの勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時から午後四時四十五分までとする。</p> <p>4 平成二十八年七月一日から同年八月三十一日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間の割振りが月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までとされたものの休憩時間は、第三条の四の規定にかかわらず、四十五分とする。</p>	<p>附則 1及び2 略</p> <p>3 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、教育長が定めるものの勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時から午後四時四十五分までとする。</p> <p>4 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間に限り、第三条の二第一項の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間の割振りが月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までとされたものの休憩時間は、第三条の四の規定にかかわらず、四十五分とする。</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

附則第三項及び第四項中「平成二十七年七月一日」を「平成二十八年七月一日」に改める。